

子どもと法・21 連続学習会 2015 年度第 2 回

敗戦 70 年一戦争のできる国へ突き進むのか 「壊憲」の危機の中～いま、考える

戦争はこりごりだ 平和を 永久平和を*

講師：城森満さん（東京大空襲訴訟副団長）

日時：2015 年 8 月 29 日（土）午後 2 時から午後 4 時まで

場所：四谷地域センター11 階：調理工作室 （裏面地図参照）

敗戦 70 年目の夏を迎えました。本年 5 月、独メルケル首相は「歴史に終止符はない」とし、「過去から目を背けてはいけない」「われわれにはナチス時代に引き起こしたことを注意深く敏感に、十分な知識を持って扱う特別な責任がある」と語りかけました。同じ 70 年目を迎える日本はどうでしょう。この国の首相は「戦後レジームからの脱却」と言い、「侵略の定義は学界的にも国際的にも定まっていない。国と国との関係でどちらから見るかで違う」と言っただけで日本の「侵略性」まで否定するありさま。こうして戦争を放棄し平和主義を堅持する日本国憲法を壊し、戦争のできる国にする、そんな動きが急激になっています。

今回は東京大空襲の遺族である城森さんにお話を聞きます。

当時日本には防空法（1937 年）がありました。この防空法は国民を防空態勢に組み込むもので、41 年の改正では、都市からの退去禁止や空襲時の応急消火義務が加わり、罰則も強化されました。「逃げるな、火を消せ」という防空法の存在が東京大空襲の被害を拡大したと言われています。戦争は軍部や権力者だけでできるものではなく、一般市民を組込む「国家総動員」が不可欠です。この実態を明らかにし、この問題からわたしたちが学ぶべきことは何か、を考えたいと思います。

是非ご参加を

（参加費 500 円）

*講演タイトルは、永井隆『花咲く丘』の一節、「戦争はおろかなことだ！戦争に勝ちも負けもない。あるのは滅びだけである！人間は戦争するために生まれたのではなかった！戦争はこりごりだ！平和を！永久平和を！」から

城森満さん

1932 年 8 月生まれ。1945 年 3 月 10 日の東京大空襲で両親と弟を失った。父は、憲兵に睨まれながらも平和と友愛のため活動をしていたクリスチャンで弁護士だった。総評加盟組合の幹部として、砂川闘争に関わった経験を持つ。一貫して平和の大切さを訴え続け、全国空襲被害者連絡協議会東京大空襲訴訟原告団の一員として奔走し続けている。（著作）『狭い門 未来は、あなた達のもの一戦争は人類史上最大の犯罪、愛と平和を若い世代に捧げる』（文芸社 2015 年 4 月）

東京大空襲訴訟

1945 年 3 月の東京大空襲（米軍機が東京の浅草など住宅密集地を爆撃し、約 10 万人が死亡）の被害者や遺族ら 130 余人が「軍人やその遺族などには補償があるのに、空襲の被害者に援助がないのは不当、憲法に定めた法の下での平等に反す」などと主張して、国に謝罪と賠償を求めて提訴。被告国は「戦争被害は国民が等しく受忍（我慢）しなければならない」受忍論を展開。東京地裁・高裁はこれを追認。さらに東京地裁・高裁は「戦地で実際に戦闘行為を行った軍人らの救済には合理的な根拠があり、民間被災者の差別ではない」「被災者は数多く存在しており、どんな救済措置を講じるかについて国会には広い裁量が認められる」「原告らが旧軍人らとの間の不公平を感じることは心情的には理解できるが、戦争被害者にどのような援助をするかは立法を通じて解決すべきだ」などと指摘し、訴えをすべて退けた。最高裁で上告を認めない決定を出し敗訴が確定。

会場（四谷地域センター11階：調理工作室）のご案内

